

茨木市東西軸ストリートデザインガイドライン(素案) 概要版

1章 はじめに

ガイドラインの概要

- ・本ガイドラインは、歩きやすく歩きたくなるメインストリート（中央通り、東西通り）を官民が連携して実現するための指針として、道路・沿道空間のあり方やデザインの指針、実現に向けた方策等を示したもの。
- ・このガイドラインに沿って、将来像や価値観等を官民が共通して持ちながら、連携・協力し、多様な活動の場の実践を繰り返すことにより、豊かな都市空間の実現を目指す。

<対象範囲> 東西軸（中央通り、東西通り）



<対象とする空間> 道路、沿道空間及び共創空間※1



2章 東西軸の特徴・ニーズ

<東西軸や中心市街地の特徴>

- ・中心市街地の滞在は限定的で回遊をされていない傾向がある。
- ・中央通りはお店の賑わい、東西通りは落ち着いた雰囲気があり、通りごとに異なる特徴がある。

<東西軸に対するニーズ>

■機能や役割

- ・安全・安心並んで歩ける
- ・人ととのコミュニケーションが生まれる
- ・休憩やのんびりできるなど

■期待する利活用や取組内容

- ・店舗による道路空間の利活用はどんどん増えてほしい
- ・休憩や滞在ができる空間が生まれ、道が居場所になってほしい
- ・安全に通行できるように、道路構成を見直してほしいなど



4章 将来像を実現するためのデザイン指針

<中央通り>

【デザインコンセプト】賑わいと交流を育む親しみやすいデザイン

～気軽に立ち寄れるオープンなお店の店先で交流が生まれ、まちの賑わいや人々の活動が広がる通り～



■道路空間のデザイン指針

歩行者と自動車等が共存し、人を中心となるように歩行者や沿道における人々の活動・交流に配慮した空間を目指す。

【歩道舗装】

活気や親しみやすさを感じられる彩度を抑えた色彩を基本とする。

【街路樹】

比較的の空間が確保できるところにスポット的に配置する。

【その他】

周辺の景観と調和した統一感のある色彩やデザインとする。

無電柱化を推奨する。など

■沿道空間のデザイン指針

歩きたくなる空間を形成するため、商業施設の低層部はまちに開かれた設え等を推奨するとともに、周辺の景観と調和し良好なまちなみを形成する建築物を誘導する。

【用途】

低層部は人々の活動や交流による賑わいを感じられる用途を推奨する。

【その他】

原則として1m以上のセットバックを行い、オープンスペースを確保する。など



<東西通り>

【デザインコンセプト】身近にうるおいを感じる良質で落ち着きのあるデザイン

～自然による癒しを感じ、おしゃれなお店でささやかな交流を楽しむ自由に過ごせる落ち着いた通り～



■道路空間のデザイン指針

うるおいと落ち着きある雰囲気を形成するにふさわしい、洗練された空間を目指す。

【歩道舗装】

豊かな緑を際立たせつゝ、沿道と調和した上質感を演出する色彩を基本とする。

【街路樹】

高木の街路樹を連続した配置を基本とする。

【その他】

周辺の景観と調和した統一感のある色彩やデザインとする。

無電柱化を推奨する。など

■沿道空間のデザイン指針

積極的な緑化やオープンスペースの整備等を推奨するとともに、周辺の景観と調和し良好なまちなみを形成する建築物を誘導する。

【用途】

低層部は周辺の景観と調和した店舗を中心に、落ち着きを感じられる用途を推奨する。

【その他】

原則として1m以上のセットバックを行い、オープンスペースを確保する。など

■沿道空間のデザイン指針

積極的な緑化やオープンスペースの整備等を推奨するとともに、周辺の景観と調和し良好なまちなみを形成する建築物を誘導する。

5章 将来像の実現に向けて

<将来像を実現するための運用体制>

■道路空間

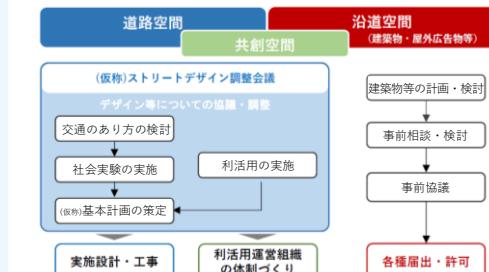
交通のあり方検討の段階から「（仮称）ストリートデザイン調整会議※2」を立ち上げ、意見等を聴取しながら社会実験の実施や（仮称）基本計画の策定を行い、実施設計・工事へ反映する。

■共創空間

沿道事業者等との意見交換や（仮称）ストリートデザイン調整会議※2を活用しながら利活用の実施を支援する等、利活用運営組織の体制づくりに繋げていく。

■沿道空間

本ガイドラインと整合した景観条例・屋外広告物条例等に基づく、事前協議、各種届出・許可により誘導する。



- ※2（仮称）ストリートデザイン調整会議
- ・将来像の実現に向けた道路、共創空間のデザイン等の具体的な協議・調整を行う会議体
 - ・道路管理者、市の関係部署、有識者、地域の代表者等での構成を想定

<ともに創るストリートの実現に向けて>

「ハードの魅力」を高めるほか、沿道事業者等や市民の皆さんによる様々な活動等が生み出されることを通して、ストリートに「ソフトの魅力」を加えていくことが、茨木らしい個性あるストリートの実現に必要

沿道事業者等や市民の皆さん、それぞれの興味関心事から小さな変化を起こし、繰り返すことで、仲間や活動を広げていきましょう。

小さな変化を起こす自分自身の心のあることから、小さな変化をしてみる

やってみたいことを考える東路の動きを把握し、どこでどんなことをしたいのかを考えてみる

仲間や活動が広がる広がる多様な人や活動が繋がり、東西軸全体での取組に広がる

効果を確認し、改善・発展させる効果をチェックして、取組の行きを共有・発展させる

情報をお届けする情報発信や事例紹介、社会実験の実施等により、市街活動の輪を広げる

機会をつくるワークショップや意見交換会を通して、沿道事業者等や市民の皆さんとの活動の機会をつくる

行政は、沿道事業者等や市民の皆さんとのパートナーとして情報発信、アドバイザー派遣、場づくり等で支援し、皆さんの活動を支えます。

STEP 1

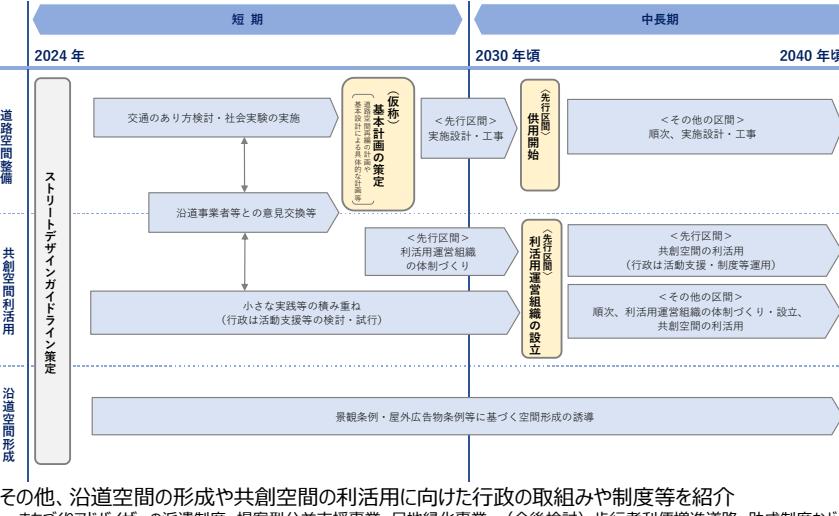
STEP 2

STEP 3

STEP 4

<実現に向けたロードマップ>

各空間ごとに取組みを進め、本ガイドラインに示した将来像の具現化を目指す。



その他、沿道空間の形成や共創空間の利活用に向けた行政の取組みや制度等を紹介
・まちづくりアドバイザーの派遣制度、提案型公益支援事業、民地緑化事業、(今後検討)歩行者利便増進道路、助成制度など